

9月1日は防災の日 災害に対する備えを万全に…

問合せ／防災危機管理課 内線2321

大きな災害の発生時には、市や消防の職員も被災してしまうことから、公助（市や消防などの公的機関による救助や支援）による災害活動ができないことが多くなります。実際の災害では、自助（個人や家族での助け合い）と共助（隣近所や地域での助け合い）が大きな役割を担うことになります。そのため、日ごろから、自分の住んでいる地域の状況を知ることや隣近所の人と関わりを持つことがとても大切です。

家庭でも3日以上過ごせる備蓄を

市では、市内8小学校の備蓄倉庫などに備蓄食糧のほか、生活に必要な物資や救助に必要な資機材を保管しています。しかし、地震の大きさや、発生地域の状況によっては、輸送、供給体制に影響が出ることが予想されます。

各家庭でも家族が3日間生活できるよう、食糧や飲料水、生活に必要な物などを用意しておきましょう。また、すぐに逃げなければならない時のために、非常持ち出し品をひとまとめにして保管しておくことも大切です。



家庭で備えておきたい！ チェックリスト（抜粋）

備蓄品



- ◆**水や食糧**: 飲料水 缶詰 インスタント食品 チョコレート
(高齢者や子ども、アレルギー体質者などは、その事情に合った食糧を多めに準備)
💡保存性の良いものを日常的に食べて、食べたら買い足す、ローリング備蓄がおすすめ
- ◆**備品**: 懐中電灯 ろうそく 携帯ラジオ 電池 常備薬 救急セット
洗面用具 ビニール袋 レジャーシート
(乳幼児や高齢者がいる家庭: ほ乳びん 粉ミルク 紙おむつ)
💡処方薬（注射薬などを含む）、コンタクトレンズケア用品、ストマ用品なども、ゆとりを持って備えておきましょう。
- ◆**衣類**: 下着 靴下 軍手 雨具 マスク 靴・長靴 帽子 ヘルメット
- ◆**炊飯、給水**: ライター マッチ 携帯用コンロ 缶切り
食器（割れないもの） ラップ 飲料水用ポリタンク
- ◆**そのほか**: 笛（助けや応援を呼び） 携帯電話・充電器 緊急連絡先一覧

非常持ち出し品



- ◆**貴重品**: 多少の現金 預金通帳 印鑑 健康保険証
- ◆**水や食糧**: 非常食 飲料水
- ◆**備品**: 懐中電灯 携帯ラジオ ヘルメット 常備薬 ライター ナイフ
缶切り ティッシュ（ウェットタイプも） ビニール袋
- ◆**衣類**: 下着 軍手

市の備蓄倉庫備蓄品リスト（抜粋）

- ◆**備蓄食糧**: アルファ米、粉ミルク、乾燥がゆ
- ◆**日用品**: 毛布、タオル、救急セット、かまどセット、石けん、トイレトーパー、紙おむつ
- ◆**資機材**: 照明器具、簡易トイレ、テント、発電機、石油ストーブ、リヤカー
- ◆**救助用品**: ノコギリ、ハンマー、かなてこ、スコップ

※備蓄しているアルファ米の76%と乾燥がゆの78%は、アレルギー対応（特定原材料27品目不使用）です。

知ってますか？「イツモ防災」

県では、「イツモ防災」事業を行っています。地震への備えを平常の生活と切り離して「特別なこと（モシモ）」として捉えるのではなく、自然体に当たり前のこととして、「イツモ」の生活の中で取り組むことが大切です。

家庭で取り入れやすい備えをまとめた「防災マニュアルブック」もダウンロードできます。家庭での備え、地域での防災の取組などで活用ください。



イツモ防災
ホームページ



緊急時の情報は、携帯電話のメール配信で

市では、防災行政無線で放送した内容や市内で観測された地震情報、気象情報などについて、メール配信により情報提供を行っています。



配信内容

◆緊急情報

防災行政無線での放送内容（定時放送は除く）や災害に関する情報など、緊急でお知らせすることが発生した場合

◆地震情報*

志木市で震度4以上の地震が観測された場合

◆気象情報*

志木市に大雨や洪水などの気象警報が発令された場合

◆火災情報*

市内で建物火災が発生した場合

※性質上、深夜に送信されることがあります。

登録はこちら



メール配信登録画面

- ①QRコードでアクセス。
- ②「登録方法」、「メール配信登録」の順でクリックして、空メールを送信。
- ③URLが記載された登録メールが届くので、リンクをクリックして、登録画面に接続します。登録したい項目を選択し、「登録」ボタンを押すと登録完了です。

問合せ／秘書広報課 内線2015

**あなたの夢を応援します！
志木市創業支援事業計画が認定されました**

問合せ／産業観光課
内線2162

志木市では、産業競争力強化法に基づき、「志木市創業支援事業計画」を策定し、平成28年5月20日付けで経済産業省の認定を受けました。創業マインドの掘り起こしや啓発をより推進するため、市、商工会、一般社団法人地域連携プラットフォームの3者連携により、創業支援の体制を強化します。

特定創業支援事業

創業希望者への継続的な支援、創業に必要な4つの知識（経営、財務、人財育成、販路開拓）がすべて身につく事業を言います。

創業ワンストップ相談窓口

4回以上の相談支援などを1か月以上の期間で継続的に受け、4つの知識について習得した場合、特定創業支援事業を受けた創業者として認定します。

問合せ／志木市商工会 ☎(471)0049

特定創業支援事業を受けた創業者として認定されると…

／メリット1／

会社を設立する際の登録免許税が軽減
《株式会社設立の場合》
資本金の0.7%→0.35%
最低税額15万円→7.5万円

／メリット2／

無担保、第三保証人なしの創業関連保証の枠が1,000万円から1,500万円に拡充

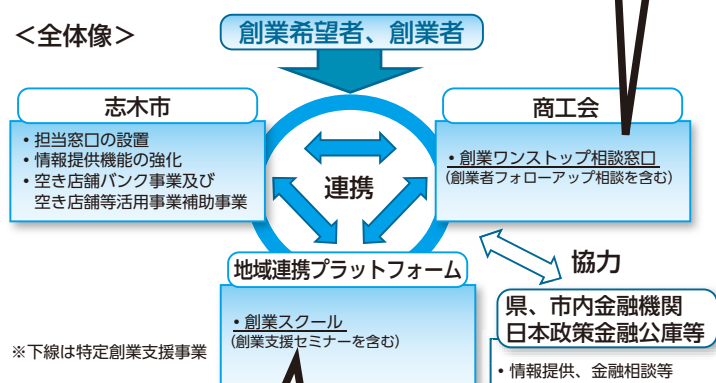
／メリット3／

創業関連保証の特例が、創業6か月前から利用の対象に（通常は2か月前）

／メリット4／

「新創業融資制度」を利用するにあたって、自己資金の要件である、創業資本金総額の10分の1以上を満たす人としてみなされます

<全体像>



※下線は特定創業支援事業

創業スクール（9月末から11月までの期間で全14回を予定）
4回以上の講座を受講し、4つの知識について習得した場合、特定創業支援事業を受けた創業者として認定します。

スクールに先立ち、説明会・体験講座を開催します！

とき／9月18日（日） 午後2時～4時
9月22日（木） 午前10時～正午（各回とも内容は同じ）

ところ／柳瀬川駅前鹿島ビル4階志木サテライトオフィス
申込み・問合せ／一般社団法人地域連携プラットフォーム

☎(476)4600